

## あきる野市営住宅条例の一部を改正する条例

あきる野市営住宅条例（平成9年あきる野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア中「第4項」を「第3項」に改め、同条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加え、同条第3項第2号中「第2項第3号」を「前項第3号」に改める。

第7条第1項第1号ア中「ひとりぐらし」を「一人暮らし」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第9条第2項中「決定し」を「決定したときは」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（期限付き入居）

第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による市営住宅の入居決定の効力が継続する期間として、16年を超えない範囲において規則で定める期限を付して同項の決定をすることができる。

- (1) 市営住宅を子育て世帯向けの住宅として、第6条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、規則で定める者を入居させるとき。
- (2) 市営住宅を若年夫婦世帯向けの住宅として、第6条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、規則で定める者を入居させるとき。

2 市長は、前項の規定による市営住宅の入居（以下「期限付き入居」という。）の決定をしたときは、期限付き入居の決定を受けた者に対し、規則で定めるところにより、当該市営住宅の入居期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、規則で定めるところにより、当該通知の内容を承諾する旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第10条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第14条第1項中「、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第17条第4号中「前3号」を「第1号から第3号までの規定」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 婚姻によらないでひとり親となった者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに扶養親族がいるとき、又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族になっていない者に限る。）がいるとき。

第20条第1項ただし書中「第17条の各号」を「第17条各号」に改め、同条第2項中

「第1項」を「前項」に改める。

第24条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第44条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 市営住宅の期限付き入居の期間が満了するとき。

第44条第5項中「第10号」を「第11号」に改める。

「  
別表中 

折立住宅	あきる野市草花1868番地
------	---------------

 を  
」

「  

草花公園タウン	あきる野市草花3154番地、3221番地、 3223番地及び3225番地
折立住宅	あきる野市草花1868番地

 に改める。  
」

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1項第3号ア及び同条第3項第2号、第7条、第9条第2項、第10条第4項、第20条、第24条第2項並びに第44条第1項第3号の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第6条第2項第5号の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後のあきる野市営住宅条例の規定による入居の申込み及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。